

平成 25 年 6 月 7 日

復興庁

「避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への対応の
ための連携協議会」の設立について

6 月 1 0 日に郡山市内にて、第 1 回目となる「避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への対応のための連携協議会」の総会を開催し、同協議会を設立することとしたのでお知らせします。

○本協議会は、避難指示区域内で生じる工事廃棄物等について、円滑な処理を行うため、廃棄物等に関係する機関^{*}の連携・調整を行い、課題の解決を図ることを目的とするものです。

○本協議会のポイントは、

- ① 仮置場や処理施設などについて、工事廃棄物、災害廃棄物及び除染等に関係する機関による連携体制の下、現地において弾力的に一元的な調整を行う。
- ② 体的には、インフラ事業実施主体による仮置場確保が困難な場合に、該当する市町村毎に「仮置場調整部会」を設け、現地の状況に即した効率的な仮置場の確保・運用方策を定める。
- ③ 運営は、福島復興再生総局事務局が担う。

○本協議会において、今後本格化する復旧工事等から発生する廃棄物処理に関する課題について、必要な調整等を進めていく。

※関係する機関

■構成組織

福島県、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、双葉町、川内村、大熊町、浪江町、飯館村、葛尾村

双葉地方広域市町村圏組合、双葉地方水道企業団

農林水産省、国土交通省、環境省、復興庁、原子力災害現地対策本部
東日本高速道路(株)、日本下水道事業団

※他に広野町がオブザーバー参加

■構成メンバー

- ・各市町村 = 事務方トップである副首長級
- ・福島県 = 部長級
- ・国の現地機関等 = 部長級

【連絡先】

復興庁 インフラ構築班 尾澤、太田

電話: 03-5545-7428

避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への 対応のための連携協議会

平成25年6月7日



「避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への 対応のための連携協議会」の開催について

- 日 時 平成25年6月10日(月)13時30分から
- 場 所 ビックパレットふくしま 1階 コンベンションホールB
(郡山市南二丁目52番地)
- 参加者
 - (福島県)
生活環境部長、農林水産部 技監、土木部 技監

 - (市町村)
田村市 副市長、南相馬市 副市長、川俣町 副町長、檜葉町 副町長、
富岡町 副町長、双葉町 総務課長、川内村 副村長、大熊町 副町長、
浪江町 副町長、飯館村 副村長、葛尾村 副村長
広野町 副町長(オブザーバー参加)

 - (広域組合等)
双葉地方広域市町村圏組合 事務局長
双葉地方水道企業団 事務局長

 - (国の現地機関等)
 - ・東北農政局 整備部 次長
 - ・東北地方整備局 防災対策技術分析官、磐城国道事務所 副所長
 - ・東日本高速道路(株)東北支社 管理事業部 調査役、建設事業部
建設事業統括課長、いわき管理事務所 副所長、
いわき工事事務所 副所長、相馬工事事務所 副所長
 - ・日本下水道事業団 東北総合事務所 次長
 - ・福島復興局長
 - ・福島環境再生事務所長
 - ・原子力災害現地対策本部 副本部長

避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への対応のための連携協議会

平成25年6月7日



避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への対応のための連携協議会 概要

○目的

連携協議会においては、工事廃棄物等について円滑な処理を行うため、廃棄物等に関係する機関の連携・調整を行い課題の解決を図ることを目的とする。

特に、仮置場や処理施設などは地域において限られているため、公平かつ経済性、環境保全、工程管理等の観点から、廃棄物等に関係する機関による連携体制の下、現地において、弾力的に一元的な調整を行う。

「避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への対応のための連携協議会」

【事務局】福島復興再生総局事務局(福島復興局・福島環境再生事務所・原子力災害現地対策本部)

インフラ事業実施主体

- ・国土交通省東北地方整備局
- ・農林水産省東北農政局
- ・福島県 土木部・農林水産部
- ・各市町村・広域組合等の復旧事業担当部局
- ・NEXCO東日本東北支社

除染実施主体

福島環境再生事務所

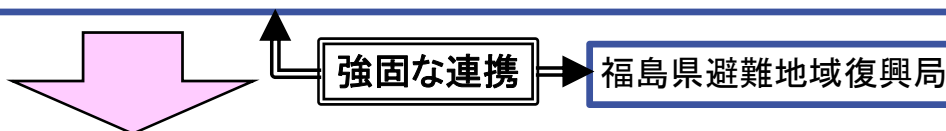
廃棄物処理実施部局

- ・福島環境再生事務所
- ・福島県生活環境部
- ・各市町村・広域組合等の廃棄物処理担当部局

復興関連とりまとめ部局

各市町村の復興担当部局

連携体制の下、弾力的に一元的な調整を行う



インフラ事業実施主体による仮置場確保が困難な場合に該当市町村に仮置場調整部会を設け現地の状況に即した効率的な仮置場の確保・運用方を定める。

〔〇〇市(町村)〕仮置場調整部会

【事務局】

福島復興局・福島環境再生事務所・原子力災害現地対策本部

- ・工事廃棄物処理計画等の共有
- ・処理施設情報、仮置場の適地情報の共有・あっせん
- ・既存仮置場の一時的な共同利用の検討・調整
- ・共同確保の検討・調整

⇒ 現地に即した効率的な仮置場の確保・運用方を定める。